

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度国道10号住吉道路（土器田東横穴群）埋蔵文化財発掘資料整理委託業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 内田 豪士 宮崎市大工2丁目39番地
契約締結日	令和 8年 5月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	宮崎県知事
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥7,199,303-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 : 令和8年度国道10号住吉道路（土器田東横穴群）
埋蔵文化財発掘資料整理委託業務

2. 履行場所 : 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂

3. 随意契約の相手方 : 名称 宮崎県
住所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話 0985-26-7251

4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、道路の事業施行前に文化財包蔵地が支障となることが判明しているため、文化財保護法の主旨を尊重し、関係教育委員会と協議を行い、文化財包蔵地の発掘調査を行った遺跡の資料整理をする業務である。

2) 当該業務の内容

本業務は、事業施行箇所の埋蔵文化財発掘調査を関係教育委員会に委託するものである。

3) 随意契約に付する理由

本業務の遂行にあたっては、事業実施箇所及び周辺地域の歴史、風土や文化財保護法を熟知し、なおかつ、発掘作業及び出土品の整理保存・とりまとめ等を専門的に実施する必要がある。

宮崎県は、文化財保護法を熟知し、埋蔵文化財について、包蔵地の資料整備その他周知徹底を図るとともに、文化財保護法第99条により、これまでに埋蔵文化財発掘調査作業、整理保存等を行っている。

以下のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、宮崎県が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、宮崎県と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

計画課長 池田 幸司